

建設工事関連業務共同企業体契約方式公募公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱（令和元年6月愛媛県告示第203号）第1条に規定する建設工事関連業務共同企業体（以下「共同企業体」とい。）として、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 構成員の数が個別事項の表中「共同企業体の構成員の数」に掲げる数であり、任意かつ自主的に結成された者であること。

イ 各構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 愛媛県が行う測量、建設コンサルタント等業務に関する入札参加資格の審査を受け、入札参加資格を有すると認められていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）

(3) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(5) 入札に参加する共同企業体の構成員又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げるもの者でないこと。

① 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

② 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

③ 暴力団員等又は②に掲げる者がその事業活動を支配する者

(6) 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

- (7) 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
 - (8) 個別事項の表中「代表者である構成員」又は「代表者以外の構成員」の欄（以下「各構成員の対応欄」という。）について、それぞれ個別事項の表中「所在地」に掲げる地域に、それぞれ個別事項の表中「区分」に掲げる本店等を有する者であること。
 - (9) 個別事項の表中の各構成員の対応欄の「業務の種類等」及び「出資比率等」に掲げる要件を全て満たす業務の履行実績を有する者であること。
 - (10) 次の要件を全て満たす管理技術者及び照査技術者を配置することができる者であること。
 - ① 個別事項の表中の各構成員の対応欄の「資格等」に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (11) 出資比率が、個別事項の表中の各構成員の対応欄の「出資比率」に掲げる要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。
- (1) この公告の業務の契約の相手方となった場合は、当該業務の業務委託料の精算払を受けるまでの間。
 - (2) 入札参加者として選定されたが、この公告の業務の契約の相手方とならなかった場合は、当該業務の契約の相手方が確定するまでの間。
 - (3) 入札参加者として選定されなかった場合は、4(1)に掲げる書面による通知までの間。

2 入札参加者の選定

- (1) この公告の業務の入札に参加を希望する共同企業体の代表者となろうとする者は、電子証明書（ICカード）を取得し、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）への利用者登録を完了した上で、次の申請書類をこの業務を発注する契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
 - ① 建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書
 - ② 共同企業体協定書の写し
 - ③ 入札参加資格確認資料
- (2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

(3) (1)の申請書類の提出期間及び提出方法

① 提出期間

個別事項の表中「入札参加申請書の提出期間」に掲げる期間

② 提出方法

①の期間中の受付時間中（愛媛県の休日を守る条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に、8(4)に掲げる場所へ、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

③ 提出された(1)の申請書類は、返却しない。

(4) 入札参加者選定後の指名通知日

個別事項の表中「入札参加者への指名通知日」に掲げる日

(5) 入札参加者の選定方法

入札参加者は、1の要件を全て満たし、(3)①の期間内に(1)の申請書類を提出した者のうちから、(1)③の内容を審査し選定する。

3 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

個別事項の表中「入札説明書の掲載期間」に掲げる期間

(2) 掲載場所

愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等））

<https://www.pref.ehime.jp/kense/nyusatsu/kensetsukoji/index.html>

(3) なお、仕様書、図面及び数量計算書については、個別事項の表中「仕様書等の貸与期間」に掲げる期間において、入札説明書に定めるところにより貸与又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間に、持参又は郵送により、7(4)に掲げる場所へ提出すること。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答を記載した書面は、個別事項の表中「質問に対する回答の公表期間」に掲げる期間において、愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等））により公表する。

4 入札参加者として選定しなかった者に対する理由の説明

(1) 2(5)において、入札参加者として選定しなかった者（以下「非選定者」という。）に対しては、書面により通知するも

のとする。

- (2) 非選定者は、その理由について、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、個別事項の表中「選定されなかった理由の説明要求期限」に掲げる期限までに、7(4)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。
- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、個別事項の表中「説明要求に対する回答期限」に掲げる期限までに、書面により行う。

5 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札の期間
個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間
- (2) 開札の日時
個別事項の表中「開札日時」に掲げる期間
- (3) 開札の場所
個別事項の表中「開札場所」に掲げる期間
- (4) 入札書の提出方法
原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、(1)の期間内の受付時間中に7(4)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。
- (5) 入札方法
 - ① 入札回数は、1回とする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ③ 予定価格が500万円を超える場合において、愛媛県業務委託低入札価格調査制度実施要綱（令和元年10月1日制定）第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出期限」に掲げる期限までに、入札説明書に定めるところの資料を7(4)に掲げる場所へ持参して提出すること。

6 落札者の決定方法

(1) 愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号。以下「規則」という。）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で（かつ、予定価格が500万円を超える場合は、調査基準価格以上の価格をもって）入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格入札者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(3) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

7 その他

(1) 入札の無効

2 (1)の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書及び愛媛県建設工事入札者心得、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

(3) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、業務委託契約の締結までの間において、当該落札者が1に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務委託契約を締結しないことがある。

(4) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げるとおり

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

入札参加申請及び入札については、公告によるほか、この説明書により取り扱うものとする。この公告の業務は、入札を、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う業務である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

【共通する事項】

1 競争入札に付する事項

別添入札公告の建設工事関連業務共同企業体契約方式公募公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札参加者を公募する事項」に掲げるとおり

2 入札の方法

この公告の業務は、入札参加を希望する共同企業体を募集し、その応募者の中から入札参加者を選定する公募型指名競争入札である。

3 公募をする業務の仕様その他の明細

別途貸与又は閲覧に供する仕様書、図面及び数量計算書（以下「仕様書等」という。）のとおり

4 仕様書等の貸与及び閲覧

(1) 仕様書等は、個別事項の表中「仕様書等の貸与期間」に掲げる期間に、様式1「仕様書等貸与申請書」を個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所に提出した者に対して、上記の期間内において、原則として、3日間に限り貸与する。なお、閲覧についても上記の場所で実施する。

(2) 前項の3日間は、貸与した日を初日として計算し、休日を含まない。

(3) 愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等））により閲覧に供する仕様書等を閲覧する場合においては、様式1「仕様書等貸与申請書」の提出は不要である。

5 入札説明書についての質問

(1) 入札説明書についての質問は、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間内に、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等（書留又は簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもののうち配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時まで）に到着したものに限る。以下同じ。）により、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。なお、質問事項には入札参加申請者名が特定できる内容を記載しないこと。

(2) 入札説明書についての質問に対する回答は、愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等））に掲載することにより行う。

【入札参加申請（公募）に関する事項】

6 入札参加者の選定の方法

別添公告の建設工事関連業務共同企業体契約方式公募公告共通事項（以下「共通事項」という。）の2(5)に掲げるとおり

なお、入札参加者として選定した共同企業体に対して、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。ただし、入札参加者として選定した共同企業体に対し、歩掛等の見積依頼を行う案件については30日。）以内に指名通知を行い、入札参加者として選定されなかった共同企業体に対しては、書面により通知を行う。

7 入札参加申請時に提出する資料

(1) 入札参加申請時に提出する資料は次のとおりとする。

- ① 建設工事関連業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別紙1）
- ② 共同企業体協定書の写し（別紙1-1）
- ③ 入札参加資格確認資料（別紙2）。（記載事項を証する書類を含む）

(2) 入札参加資格確認資料（別紙2）の記載事項を証する書類は次のとおりとする。

- ア 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し
- イ 管理技術者及び照査技術者の資格等を証する書類は、個別事項の表中、「共同企業体の代表者」又は「共同企業体の代表者以外の構成員」の欄の「資格等」に掲げる証明書等の写し

8 その他入札参加申請に必要な事項

ア 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る参加制限

共通事項の1(1)ク及び1イ(7)に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする他の者（共同企業体の構成員である場合を含む。）との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者の入札参加資格は認めない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

- a) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①から②と同視しうる資本関係、人的関係又は組織関係があると認められる場合

イ 共同企業体の結成

- ① 共同企業体は、共通事項の1アに掲げる構成員数により、かつ、共通事項の1イに

掲げる要件を全て満たす者の組み合わせにより、任意かつ自主的に結成すること。

② 共同企業体の結成に当たっては、建設工事関連業務共同企業体協定書モデル案（別紙1-1）を参考にすること。

③ 共同企業体が行う業務の入札、見積り、業務委託契約の締結及び業務委託契約に基づく行為については、共同企業体代表者が行うこととする。

なお、このことから、共通事項の2(1)に掲げる電子証明書（ICカード）の取得及び電子入札システムへの利用者登録についても、運用基準に定めるとおり、共同企業体の代表会社の代表者名義で行わなければならないので、留意すること。ただし、有資格業者の代表者から入札権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者のICカードに限り認めるものとする。

【入札に関する事項】

9 落札者の決定の方法

共通事項の6に掲げるとおり

なお、落札者が決定した場合は、原則として全ての入札参加者に対して電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとし、契約締結後、入札情報公開システムにおいて入札結果を公表する。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては次に掲げるところによるものとする。

(1) 紙入札方式による入札参加者が落札者であるとき

当該落札者に対して口頭又は文書により落札者決定の通知を行う。

(2) 紙入札方式による入札参加者が落札者以外であるとき

入札情報公開システムに入札結果を公表することをもって落札者決定の通知に代える。

10 開札に立ち会う者に関する事項

電子入札システムによる入札参加者で立会いを希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。また、やむを得ず紙入札方式による参加者は、開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札方式による参加者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

11 電子入札等に関する事項

(1) この公告の業務は、原則として、入札参加者への指名通知、入札書の提出、開札等の行為を運用基準に定義する電子入札システムにより行う業務である。

(2) 紙入札方式による場合

入札参加者にやむを得ない事由（運用基準2-1に定めるものに限る。）があると認められる場合に限り、紙入札方式によることができる。当初から紙入札方式を希望する者は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間内の受付時間中（休日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）（以下「紙入札書等提出期間」という。）に、運用基準2-2に定める紙入札方式移行承諾願を個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

(3) (2)により紙入札方式での入札参加を認めた者については、当該入札に限り、紙入札方式から電子入札への再度の移行は認めない。

(4) 12(1)イに掲げる業務委託費内訳書は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間内に、

電子入札における入札書に添付して提出すること。

ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札書及び業務委託費内訳書を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。この場合、入札書及び業務委託費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に入札書及び業務委託費内訳書在中の旨を朱書し、それぞれ別の封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「業務委託費内訳書」を表示し、密封したものを提出すること。

12 その他入札に必要な事項

(1) 入札方法

- ア やむを得ず紙入札方式による場合、入札書の様式は様式2のとおりとする。この場合、必ず電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載すること。
- イ 入札書の提出に際し、業務委託費内訳書の取扱いについてをよく読むとともに、入札書に記載される金額に対応し、工事区分及び工種ごとに金額を記載した業務委託費内訳書を添付すること。業務委託費内訳書の様式は、様式3のとおりとする。
- ウ やむを得ず紙入札方式による場合、委任状については、代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式4の内容を具備した自社様式でも可とする。

[予定価格500万円超の場合]

エ この業務は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の2第1項の規定に基づき、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者に対して、同条第2項の規定に基づき、低入札価格調査を行うこととしている。したがって、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、低入札価格調査方法について（業務委託）（別紙3）をよく読むとともに、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出期限」に掲げる期限までに、指定された資料の持参による提出を求めるので、開札後直ちに準備すること。期限までに資料が提出できない場合、当該入札は失格とするので留意すること。また、調査に対応できない旨の申し出があった場合も当該入札を失格とする。

[予定価格500万円以下の場合]

エ この業務は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第134条第1項の規定に基づき、最低制限価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者は落札者とししない。

オ 愛媛県建設工事入札者心得（別紙5）及び運用基準を遵守すること。

(2) 契約書

この業務の業務委託契約に使用する業務委託契約書は、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所で閲覧に供する。

(3) 支払条件

個別事項の表中「支払条件」に掲げるとおり

(4) その他

ア 落札決定後、業務委託契約の締結までの間に、落札者（共同企業体の構成員）が共通事項の1に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実

が発覚した場合若しくは委託業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

イ 本説明書の別紙及び様式（建設工事関連業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別紙1）、建設工事関連業務共同企業体協定書モデル案（別紙1-1）、入札参加資格確認資料（別紙2）及び業務委託費内訳書（様式3）を除く。）については、えひめ電子入札共同システムポータルサイトの「各自治体情報」の表中「愛媛県」欄に掲載する。

調査基準価格又は最低制限価格

(建築工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事)

「愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱」第3条第1項の定めにより同要綱別表1に掲げる調査基準価格及び「愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱」第3条第1項の定めにより同要綱別表に掲げる最低制限価格の計算式について、建築工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあつては以下のとおりとする。

なお、「愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱」第7条の定める失格判断基準については、同要綱別表2のとおりとする。

$$\{ \text{直接工事費} \times 0.8 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.2 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \} \times 1.1$$

※ 算定においては、各費目毎に所定の率を乗じた額（円未満切捨て）の合計に1.1を乗じた額（円未満切捨て）とする。